「農商工連携で拓く新展開」

株式会社南部美人

代表取締役社長　久慈　浩

当社は１９０２年創業以来、１００年以上日本酒の製造をしてきました。

そんな中で、当社では２００８年から糖類無添加梅酒を初めて製造・販売させていただきました。

この糖類無添加梅酒ですが、岩手県内では２例目になる中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第１項の規定に基づき、農商工連携事業計画に係る認定を、２００９年１０月２７日付けで受けました。

認定業者は中小企業者として当社、農林漁業者として岩手県奥州市の「黒石梅の里生産組合」と「新いわて農業協同組合」の３社で認定を受けることになりました。

そもそも、糖類無添加梅酒をなぜ当社で造ったのか、経緯をお話ししますと、日本酒を使った新しいお酒のジャンルの開拓として、通常はホワイトリカーで造られる梅酒に注目し、これを日本酒を利用して造れないか、という視点からスタートしました。市場調査をしていくと、梅酒は甘すぎるという話が多く、それでは砂糖などの糖類を入れない「糖類無添加」の梅酒が日本酒ベースで造れないかシュミレーションし、岩手県工業技術センター醸造部の技術協力を得ながら製造方法を確立しました。この製造方法については「糖類無添加リキュールの製造方法」として特許(特願２００８－３２３７７６)を２００９年８月６日付けで受けました。

製造方法が確立した後、実際に大規模生産するためには梅の確保が問題となり、その際に岩手県二戸地方振興局が音頭をとって、県庁でビジネスマッチングをさせていただきました。

当社では岩手県産の梅にこだわっており、その際に名乗りを上げてくれたのが黒石梅の里生産組合でした。ここで梅の確保が実現し、いよいよ２００８年９月に第１弾の糖類無添加梅酒を発売することが出来ました。

原材料「純米酒・梅」だけで、添加物が全く入らない純粋な梅酒は、瞬く間に話題となり、２００８年に販売したものは１日で売り切れるほどの好評でした。

今後は、新いわて農業協同組合のブルーベリーやヤマブドウを使った新たな糖類無添加リキュールに挑戦していきます。

伝統ある日本酒の蔵が、その歴史に胡座をかかず、進化を求めて、伝統ある日本酒の技術を応用して新たなジャンルのお酒を造り出す。まさに温故知新の実現だと思います。

平成２１年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要

県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働対策及び支援方針の策定に反映させるため、「岩手県における平成 21 年度中小企業労働事情実態調査」を実施した。その結果の概要を報告する。なお今回は、調査項目の中から「経営のあい路」、「教育訓練」、「パートタイマーの活用」、「新規学卒者の採用計画・初任給」の主要部分について報告する。

１，回答事業所の内訳

調査対象事業所 1,000 事業所のうち、回答のあったのは 672 事業所で、内訳は製造業 258 事業所、非製造業 414 事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回　答　率
1,000	672	67.2%

２，経営上のあい路

経営上のあい路をみると、「販売不振・受注の減少」68.5%が最も多く、「同業他社との競争激化」41.2%「製品価格（販売価格）の下落」23.4%、「原材料・仕入品の高騰」23.3%となっている。

【経営上のあい路】

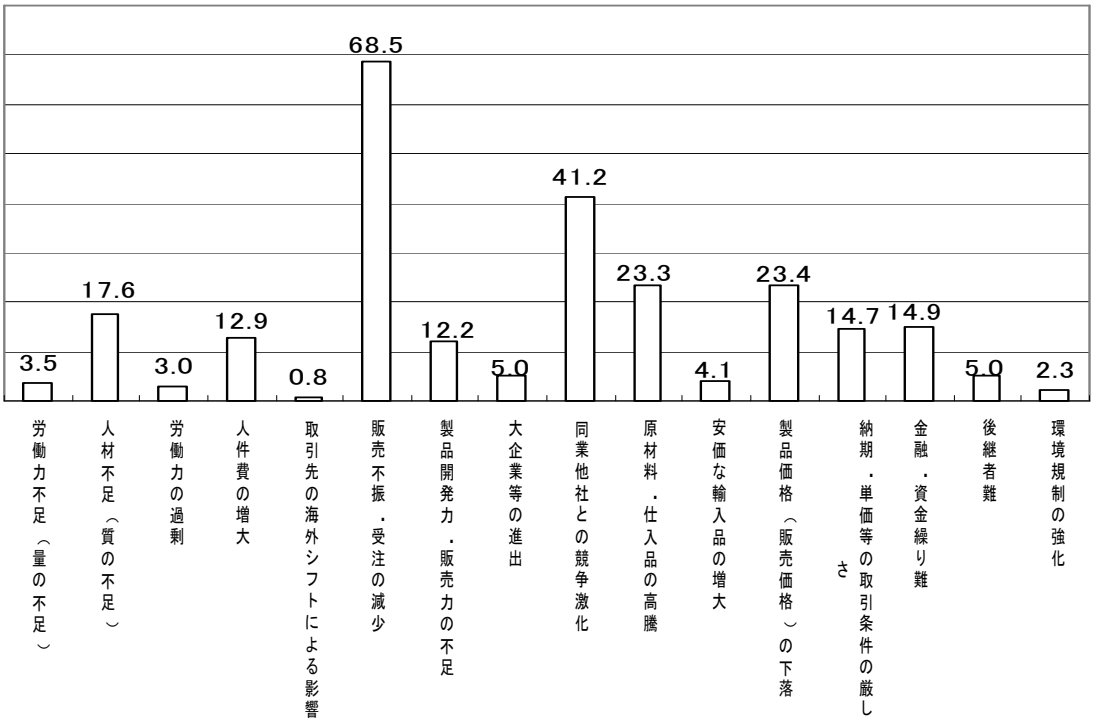

３，従業員の労働時間

【週所定労働時間】

週所定労働時間は「40 時間」39.5%が最も多く、「38 時間超 40 時間未満」35.2%、「38 時間以下」9.8%と合わせて週 40 時間制をクリアしている事業所は全体の 84.5%となる。業種別に「40 時間以下」の比率をみると、「機械器具製造業」100.0%、「印刷・同関連」96.1%、「窯業・土石製品製造業」95.5%、「金属・同製品製造業」94.9%の順となっている。

４，従業員の教育訓練

①従業員の教育訓練方法

従業員の教育訓練はどのような方法を実施しているかについて、製造業は「事業所内での研修会･勉強会の開催」45.7%が最も多く、「必要に応じたＯＪＴ」42.1%、「民間の各種セミナー等への派遣」30.8%と続く。

同じく非製造業でも「事業所内での研修会・勉強会の開催」46.1%が最も多く、「必要に応じたＯＪＴ」38.0%「民間の各種セミナー等への派遣」28.9%となっている。

【教育訓練の方法】

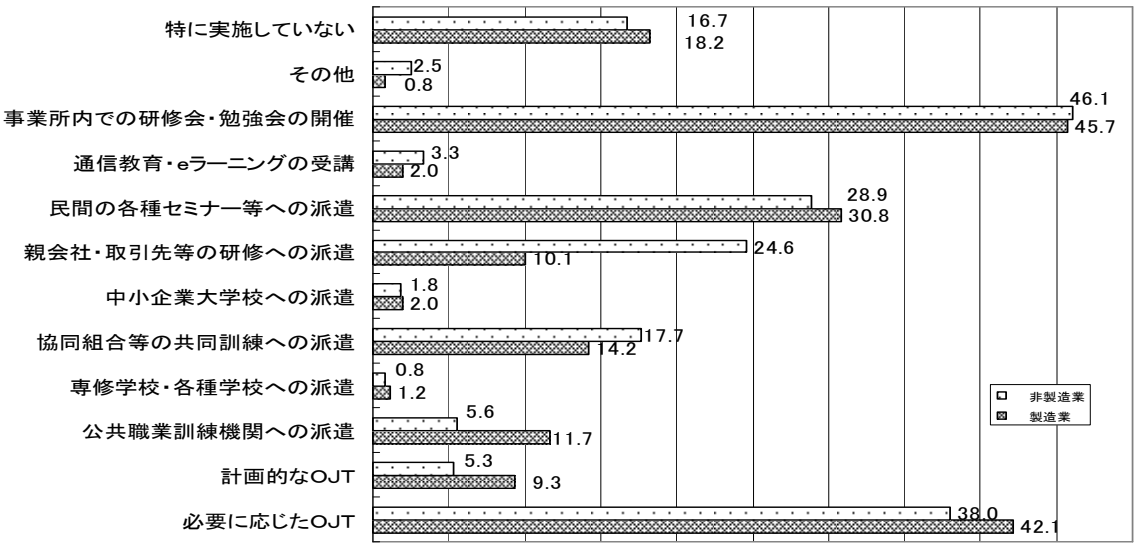

②従業員の教育訓練の目的

従業員の教育訓練はどのようなことを目的に行なっているかについて、製造業は「基礎的な知識・技能・技術の習得・向上」85.4%が最も多く、「新しい機械・設備の知識・技術の習得」44.9%、「商品知識の向上」25.8%と続く。一方、非製造業は「基礎的な知識・技能・技術の習得・向上」79.1%が最も多く、「商品知識の向上」45.4%、「新しい機械・設備の知識・技術の習得」34.0%となっている。

【教育訓練の目的】

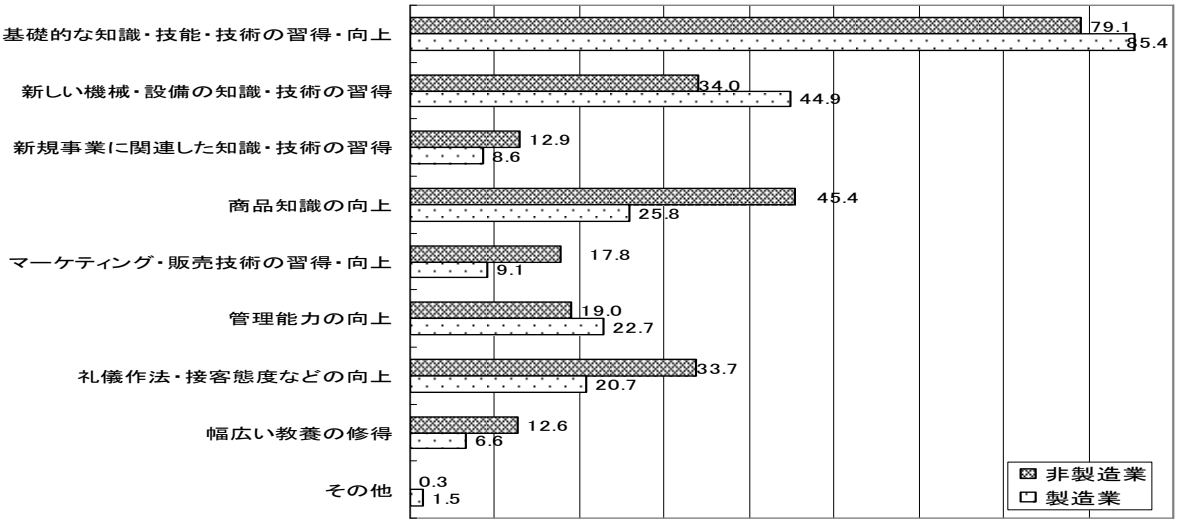

③従業員の自己啓発のための支援措置

従業員の自己啓発を促進するため、どのような支援を行なっているかについて、製造業は「特に支援はしていない」35.6%が最も多く、「資格取得者への手当・報奨金の支給」34.2%、「学費やセミナー受講料等の金銭的援助」32.9%と続く。一方、非製造業は「資格取得者への手当・報奨金の支給」48.7%が最も多く、「学費やセミナー受講料等の金銭的援助」33.6%、「特に支援はしていない」22.6%となっている。

【自己啓発の支援措置】

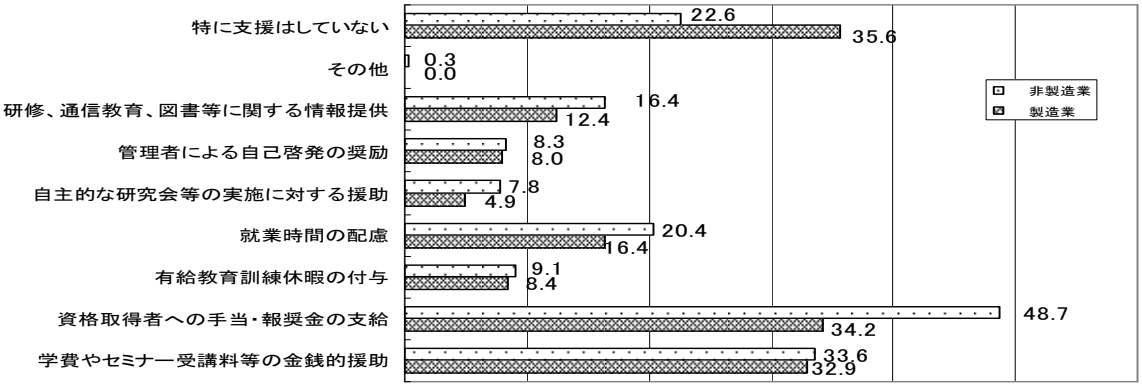

5．パートタイマーの活用について

①パートタイマーの雇用管理

パートタイマーを活用するため行なっている雇用管理は、製造業は「労働条件を文書で明示（就業規則含む)」64.0%が最も多く、「年次有給休暇」36.0%、「賞与を支給」34.0%と続き、非製造業は「労働条件を文書で明示（就業規則含む)」55.6%が最も多く、「職務等に応じて正社員と同じ教育訓練」26.3%、「賞与を支給」25.7%となっている。

【パートタイマーの雇用管理】

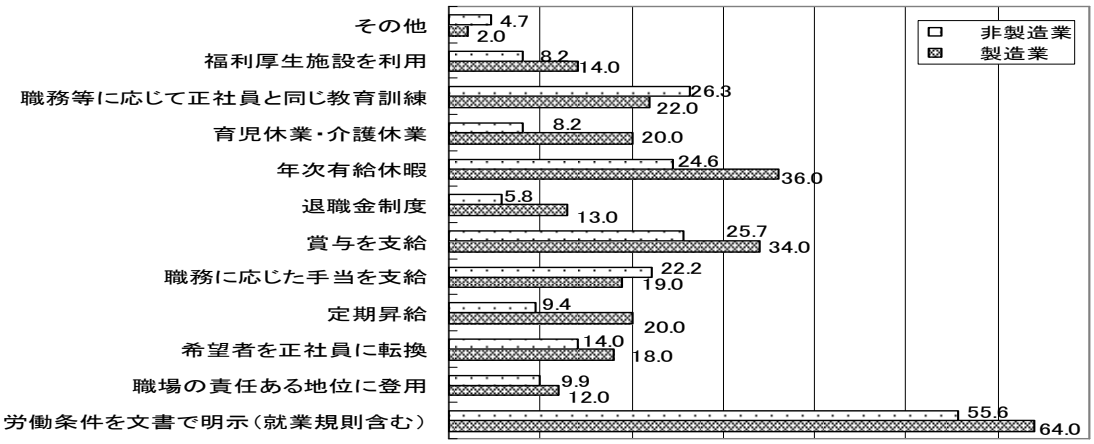

②パートタイマー活用上の課題

パートタイマーを活用する上で課題となっていることは、製造業は「必要な経験・知識・技能を有する人を集めるのが難しい」44.4%が最も多く、「業務の繁閑とパートタイマーの都合が合致しない」36.7%、「所得税の非課税限度等の関係で就業調整が行なわれる」16.7%と続く。同じく非製造業でも「必要な経験・知識・技能を有する人を集めるのが難しい」46.3%が最も多く、「業務の繁閑とパートタイマーの都合が合致しない」27.5%、「所得税の非課税限度等の関係で就業調整が行なわれる」18.1%となっている。

【パートタイマー活用上の課題】

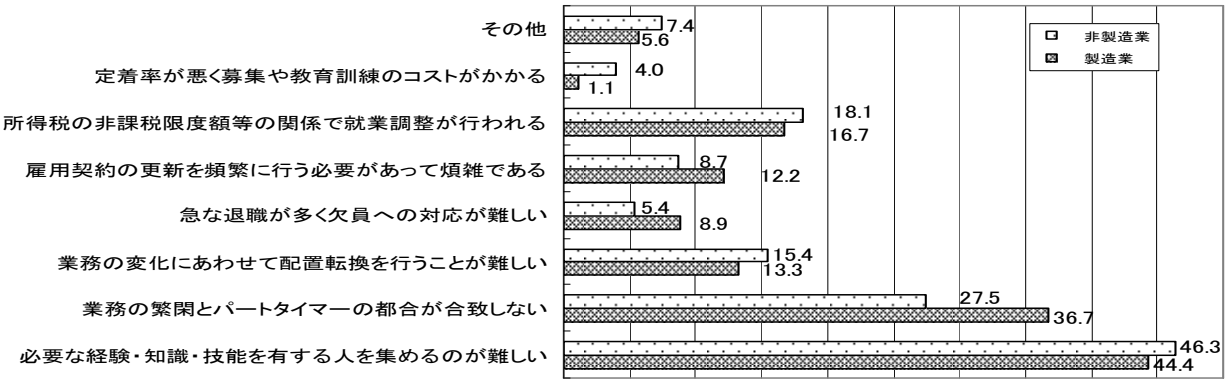

6，新規学卒者の採用計画・初任給

①採用計画

平成 22 年 3 月の新規学卒者の採用について、岩手県全体で「採用計画がある」と回答した事業所は昨年度より 5.3 ポイント減少の 6.3%であり、また「採用計画がない」事業所は昨年度より 8.6 ポイント増加の 76.3%となった。業種別では「繊維工業」「機械器具」で 2 割以上の事業所で「採用計画がある」と高い回答だったのに対し、「小売業」「食料品」「運輸業」では８割以上の事業所で「採用計画がない」との回答であった。

【採用計画】

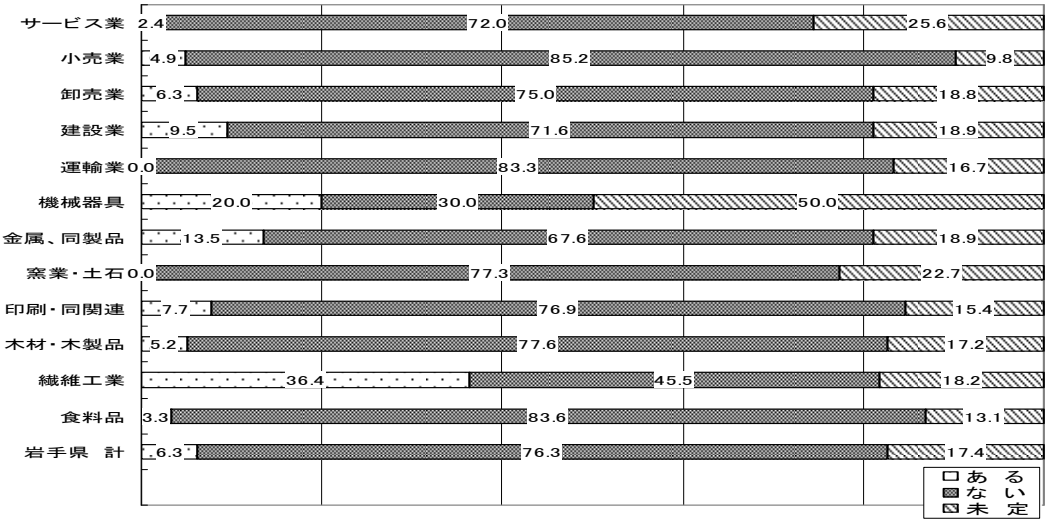

②初任給

平成 21 年 3 月卒の新規学卒者初任給は、「短大(含高専)技術系」「専門学校卒技術系」及び「高卒技術系」が昨年を上回ったものの、「短大(含高専)事務系」「専門学校卒事務系」「高卒事務系」及び「大学卒事務系」は昨年より下回った。「大学卒技術系」はほぼ据え置きとなった。

【新規学卒者の初任給】

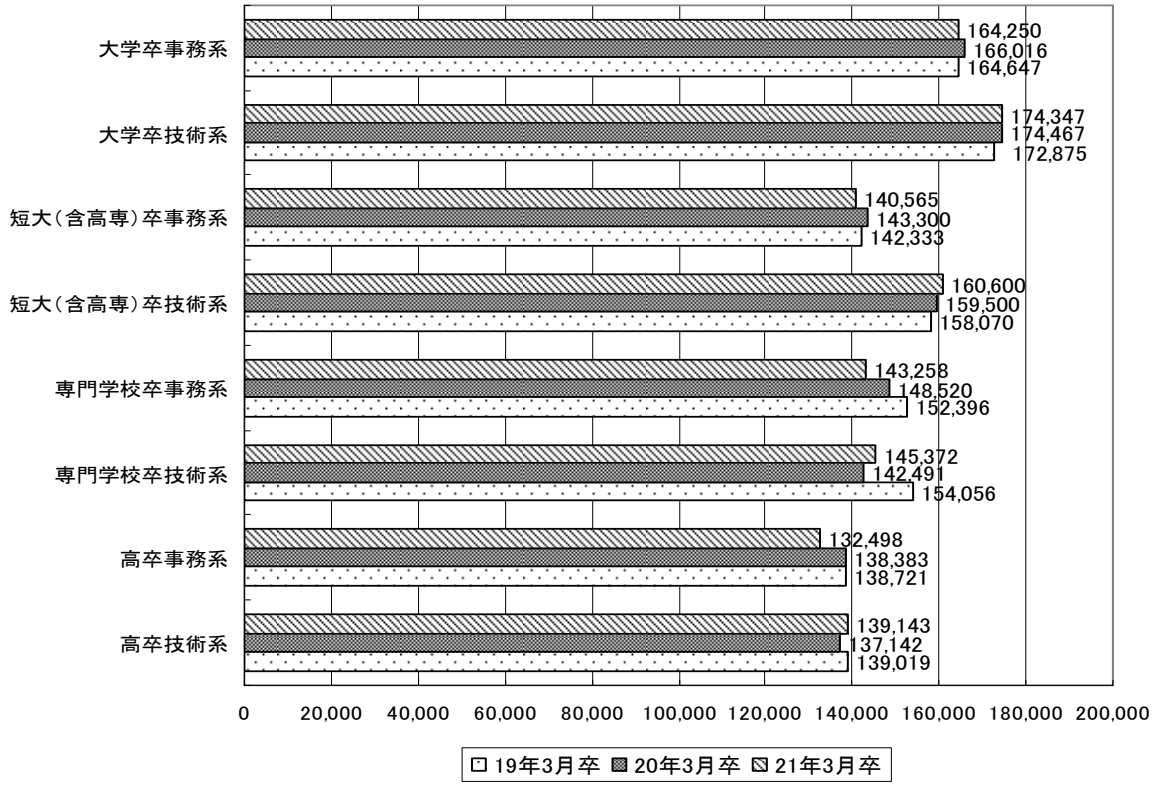

平成 22 年度　中小企業関係概算要求の概要

経済産業省・中小企業庁では、平成２２年度の中小企業関係概算要求の概要について発表した。本稿では来年度予算概算要求の概要について、中小企業に関連した対策を抜粋して紹介する。

なお本概算要求の計上に当たり、本会及び全国中央会では、昨年１１月２６日に実施された行政刷新会議における中小企業支援に係る「事業仕分け」の評決結果について、地域経済が疲弊しているからこそ活性化を促すために各種支援策の充実強化を強く望むものとして、仕分け終了後直ちに民主党本部及び国会議員等への陳情・要望を行った結果、事業仕分け評決結果「予算計上見送り」の事業は予算要求を実現し、また「予算縮減」の事業については縮減幅を低く抑えることに至ったことは、要望活動の具体的な成果と言える。

１．平成２２年度中小企業対策費

平成２２年度要求額　１，９１１億円(２０年度予算１，８９０億円)。２１億円の増額。

２．重点項目　【数字は全て億単位。また（　）内は平成２１年度予算額を示す】

（１）経済危機を乗り越えるための緊急対策

① 中小企業の資金調達の円滑化

景気悪化の影響による売上減少や資金繰りの悪化等、中小・小規模企業を巡る状況は厳しさを増す中、中小・小規模企業の事業継続・雇用を守れるよう、資金繰り対策に万全を期す。

◆ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ貸付等の万全な実施【１９２（１８７）】→資金供給業務の円滑化、無担保・無保証・低利融資の実施
◆緊急保証制度等の万全な実施【８１（５６）】→ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証の積極的活用、資金供給業務の環境等整備

（２）新しい需要を創出するための対策

① 中小企業の新分野への進出支援

新しい需要を創出し中小・小規模企業の仕事を創るとともに、魅力を発信すること等を通じ、新たな分野に挑戦する中小・小規模企業の支援を図る。また、中小・小規模企業の省エネ対策を支援する。

◆中小企業の研究開発支援【１８６（１２１）】→ものづくり基盤技術高度化支援、実用化技術･技術課題の研究開発
◆国内外への販路開拓支援【８６（１２１）】→ブランド発展形成･マッチング支援、国内外販路開拓支援
◆低炭素型社会への対応【１８（２０）】→省エネルギー・ＣＯ2排出削減対策導入支援、国内クレジット制度推進

②中小企業の経営力の向上

中小・小規模企業が厳しい環境変化に適応し経営力向上が図れるよう、事業再生・承継の円滑化、相談体制の環境整備を図る。特に景気悪化の影響を受けやすい下請中小企業に対しては、親企業による買いたたきや過剰な値下げ要請などを防ぐため、下請代金支払遅延等防止法の運用強化や相談体制の拡充等を講ずる。

◆事業再生・承継支援【９３（１０６）】→中小企業応援ｾﾝﾀｰ整備、企業再生計画策定支援、事業承継ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ継続
◆下請取引の適正化の推進【８（８）】→下請代金支払遅延等防止法の厳格運用、下請けかけこみ寺の整備

③ 地域コミュニティを担う商店街の活性化

商品やサービスを提供し消費を牽引するとともに、地域住民交流等、場の提供などに大きな役割を果たしている商店街を地域コミュニティの担い手と位置付けて、少子・高齢化、安全・安心、環境等の社会的課題に対応する商店街の取組を支援し、その活性化を図る。

◆社会活動に対応した商店街の取組支援【３２（４２）】→社会的課題に対応する商業活性化支援

平成２２年度 税制改正大綱のポイント

「平成２２年度税制改正大綱」が昨年１２月２２日に決定された。今回の改正措置のうち、主要な項目について次の項目が講じられた。今回は、この大綱について平成２２年度税制改正の内容を紹介する。

なお、最終的に内容が確定するのは、国会決議を待たなければならないことを申し添える。

- 中小企業投資促進税制の２年間延長
- 少額減価償却資産の即時償却制度の２年間延長
- 個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入枠拡大
- 中小企業倒産防止共済制度の貸付金限度額及び掛け金限度額の拡充
- 特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止
- 交際費の損金算入特例の２年間延長

本会及び全国中央会では、中小企業支援措置・税制特例措置の延長等上記措置の実現に向け、新政権発足後直ちに民主党本部及び国会議員等への陳情活動を積極的に行った結果、要望のとおりその実現をみることができたことは大きな成果である。なお、要望実施に関しては本誌ネクサス１月号の特集記事(緊急要望の実施)を参照されたい。以下、中小企業に関連する主立った対策を紹介する。

地域経済や雇用を支える中小企業の支援

１．中小企業を中心とする設備投資の促進

（１）中小企業投資促進税制（７％の税額控除または３０％の特別償却の選択適用を認める制度）を２年間延長

（２）中小企業等基盤強化税制を拡充し、情報基盤強化設備等の取得措置を追加（サーバーの有効利用を可能とするソフトウェアも対象に追加)。

２．少額減価償却資産の特例の延長

少額減価償却資産（１単位当たり 30 万円未満）の年間 300 万円までの一括損金算入制度の２年間延長。

３．個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入

小規模企業共済制度について、共同経営者まで加入対象者を拡大。

４．中小企業倒産防止共済制度の拡充

連鎖倒産防止のための同共済制度について､共済貸付金の限度額を引き上げ(3,200 万円→8,000 万円)、これに伴い損金算入が認められる掛け金の限度額を引き上げ（320 万円→800 万円）る。

５．「一人オーナー会社」（特殊支配同族会社）の役員給与に対する損金不算入措置の廃止

平成１８年度税制改正において設定された｢特殊支配同族会社の役員給与損金不算入｣制度については、一定要件を満たす同族会社における業務主宰役員（社長）の給与の一部を損金不算入とする増税規定であったが、今回の改正で廃止されることとなった。平成２２年４月１日からの廃止となる。

但し、平成２３年度税制改正において、給与所得控除を含む所得税のあり方（二重控除）について議論し、解消に向けた抜本的な措置を講ずることとしている。

６．交際費の損金算入特例の延長

資本金１億円以下の中小法人においては、定額控除限度額（600 万円）まで、交際費支出の 90%相当額について損金算入可能とする措置の２年間延長。

イノベーション促進・成長力強化

１．研究開発促進税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）または平均売上金額の１０％を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の２年間延長。

２．中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置

収益性のある事業部門を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、第二会社方式による再生計画の認定制度を今年度創設。事業用不動産等の移転に伴う登録免許税の軽減を導入し、第二会社方式による中小企業の事業再生支援を行う。雇用継続要件の設定及び旧会社の消滅を担保する方策の構築を行った上で、適用期限を２年間延長。

平成２２年度税制改正については、今後、関係各税法の具体的な改正案等が国会に提出され、審議を経た上で決定されるため、国会審議の成り行きによっては変動が生じる場合がある。

平成２２年度 活路開拓事業等の募集開始のお知らせ

平成２２年度の「中小企業組合等活路開拓事業」等の募集について、１月１５日より募集が開始されている。事業名及び補助金額、今後の日程等は次のとおり。

【補助対象】

組合の他、社団、共同出資会社、ＬＬＰ、任意グループ。平成 22 年 1 月 15 日現在で設立後 1 年以上。

【中小企業組合等活路開拓事業】…補助対象数は全国で１００組合等

中小企業者の課題改善等の事業への支援、展示会等出展事業への支援。謝金・旅費・委託費・機械等購入費他。補助金限度額 12,175 千円（展示会出展事業 1,200 千円）。補助率 6/10。

【組合等自主研修事業】…補助対象数は全国で１００組合等

組合等が会員宛に行う研修事業を補助。謝金・旅費・会場借料他。補助金限度額 210 千円。補助率 6/10。

【組合等 web 構築支援事業】…補助対象数は全国で１３５組合等

Web サイト制作経費の補助。委員手当・旅費・委託費他。補助金限度額 600 千円。補助率 6/10。

【組合等情報ネットワークシステム等開発事業】…補助対象数は全国で３５組合等

情報システム構築等、ＩＴ活用による経営革新事業を補助。委員手当・謝金・委託費他。補助金限度額 12,175 千円。補助率 6/10。

【今後の日程】

募集開始(1/15) → 応募締切(3/1・3/17。全国中央会に必着) → 書類審査(3 月中下旬) → 選考委員会・採否決定(4 月上旬) → 交付申請説明会(4 月中下旬、自主研修事業は説明会なし) → 補助金交付申請書の受付(5 月中下旬以降) → 補助金交付決定・事業開始(5 月下旬以降)　※予定であり、変更の場合あり。

なお、助成希望組合の把握のため、「全国中央会助成事業希望調査票」を１月２０日、会員組合宛に発送している。この希望調査票の締め切りは平成 22 年 2 月 10 日(木)まで。

本会では、活路等の助成事業の応募に際し、多くの助成希望が受け入れられるよう、計画書の作成等に関する支援を行っております。応募希望の組合等にあっては、是非とも本会に一声お掛け下さい。

本件担当　連携支援部　電話 019-624-1363　FAX019-624-1266　e-mail:webmaster@ginga.or.jp

緊急経済対策（経済産業省関連）の概要

政府の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が昨年１２月８日閣議決定され、翌週１５日には同対策に基づく第二次補正予算案が閣議決定された。その後、年明けの衆参両議会において同案の審議が行われ、１月２８日可決された。

経済産業省関係の補正予算案の合計額は、財政支出総額で１兆 8,136 億円（事業費総額 14 兆 2,708 億円）となっている。本稿では、緊急経済対策・二次補正予算案のうち中小企業に関係の深い項目について、抜粋して紹介する。

なお今回、中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件緩和や緊急保障制度の更なる拡充、中小企業への既往貸し付けの返済負担軽減等の項目が同対策に盛り込まれたことについては、本会及び全国中央会が昨年来より国・政党等への積極的な要望活動を展開し、要望事項の早期実現を図ったことによる成果と言える。

雇　用

１．中小企業緊急雇用安定助成金の「生産量」要件の緩和

現行の生産量要件を満たす事業所に加え、対象期間の初日が、平成２１年１２月２日から平成２２年１２月１日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近３ケ月間の月平均値が前々年同期に比べ１０％以上減少し、直近の決算等の計上損益が赤字である中小企業」についても利用可能とし、同要件の緩和は国会審議を待たずに前倒しで執行する。

２．就活支援キャンペーンの展開、インターンシップ拡充

環　境

１．エコポイント制度の延長・国内クレジット制度の更なる推進

省エネ家電の購入を対象とするエコポイント制度を９ケ月延長（本年１２月３１日まで）の他、申請手続きの改善を図り利便性を高める。また、国内クレジット制度については、地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の二酸化炭素排出削減支援を行う。

２．住宅版エコポイント制度の創設

エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して、住宅版エコポイントを付与する制度を創設し、新たなリフォーム需要を開拓。

景　気

１．景気対応緊急保証の創設

本年３月末に期限切れする現行の緊急保証制度について、対象業種の指定基準、利用企業の認定基準を改め、例外業種を除き全業種の中小企業者が利用可能な、使い勝手を高めた保証制度に変更（平成２２年度末までの時限措置）。新たに、保証枠として６兆円を追加。

２．セーフティネット貸付等の延長・拡充

平成２２年度末までの期限の延長の他、貸付枠・条件変更目標の追加（約４兆円）。

３．既往貸付の返済負担の軽減

デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤強化。

新卒者の就職を応援します！

～中小企業新規人材発掘促進事業（新卒者就職応援プロジェクト事業）～

雇用環境が冷え込む中にあって、今春卒業予定の高校生や大学生の就職内定状況は厳しいものがある。

しかし、一方では、先般、経済産業省が公表した雇用創出企業のように、採用意欲のある中小企業も多く存在しており、ミスマッチが起こっている状況もある。

このような状況下、経済産業省・中小企業庁においては就職未内定者を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための職場体験（インターンシップ）等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援する事業を立ち上げた。概要は以下のとおり（詳細については別途ご案内）。

□対象者

平成２２年３月に大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校を卒業予定の就職未内定者。

□受入業種

ものづくりや商店など幅広く対象。

□実　習

期間：原則６ヶ月間

内容：業種別等の実習プログラムに沿って実施。（技能・ノウハウ等の習得を目指すものであり、非正規社員、アルバイト等の代替ではありません）

□助成金（検討中）

① 技能習得支援金　実習生に対し日額７，０００円を支給

② 教育訓練費　　受入企業に対し日額３，５００円を支給

【事業イメージ】

国 →（補助）→ 全国中央会 →（基金）→ 都道府県中央会 →（助成）→ 中小企業組合等

都道府県中央会：
- 事業 PR、受入先の掘り起こし
- 実施主体（組合）の募集
- 実習生、中小企業への助成金支払い等

中小企業組合等：
- 実習生、中小企業の募集・受付・登録等

→ 中小企業事業者
- 受入、実習の実施等

本件に関する問い合わせは、中央会統括指導センター　℡：019-624-1363　まで。

本会ホームページで官公需情報を提供中です

本会のホームページでは、県内官公需の発注の情報及び落札の情報を掲載しています。この情報は、各官公庁に対して本会が調査票を発し、その内容をまとめたもので、四半期毎に発注・落札の情報を更新し掲載しています。

官公需受注の際に是非ともご参考下さい。URL：http://www.ginga.or.jp/02.html 内の「総合情報」を検索すると、「官公需情報」の記載がありますので、そちらをご覧下さい。本会の官公需担当は連携支援部です。

組織化動向　～新しく設立された組合の紹介～

台温泉湯の里振興協同組合	創立総会	平成２２年１月２８日
台温泉において事業を営む発起人が集い相互連携による誘客促進事業を行い、当地域の環境整備改善を図るための各種事業を展開、温泉郷内の事業者の経営向上を図ることを目的に事業協同組合を設立。本会コーディネート事業の成果が功奏し、今回の設立に至った。	地　区	花巻市の区域
	事　業	① 組合員が利用する物品の共同購買 ② 組合員のためにする販売促進に関する事業 ③ 組合員のためにする共同販売事業 ④ 教育情報提供事業 ⑤ 福利厚生 ⑥ 付帯事業

～　会　員　情　報　～

自動体外式除細動器（AED）を寄贈	交流施設「リアス亭」オープン	創立６０周年記念祝賀会の開催
協同組合江釣子ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	宮古市末広町商店街振興組合	岩手県パン工業組合
同組合（高橋祥元理事長）では、組合の社会貢献事業の一貫として自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を市内小中学校に寄贈した。受贈した学校側から大切に使わせていただくとの感謝の言葉が数多く寄せられた。	同組合（佐香英一理事長）では、１月９日、街なか交流施設「リアス亭」を開所した。地域商店街活性化法補助金を活用、空き店舗を活用し休憩・交流施設の提供を行い賑わいに弾みをつける。	同組合（村井良和理事長）では、１月３０日、ホテルメトロポリタン盛岡にて創立６０周年記念祝賀会を開催。関係者多数の参加の下、盛大かつ厳粛のうちに祝賀会は終了した。

～　Ｑ＆Ａコーナー　～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Ｑ＆Ａ形式で紹介。

（質問）

我が社（Ａ社）は、他社（Ｂ社）の行うシステム開発に従業員を出し、他社（Ｂ社）内でシステム開発を行っているが、これは労働者派遣か、あるいは請負であり下請代金法の適用を受けるのか。

（回答）

労働者派遣か請負かを区別するためには、指揮命令の発出元や現に行っているシステム開発の態様等が問題となる。

すなわち労働者派遣とは、派遣元に雇用されていながら、派遣先の直接指揮命令を受ける関係がある場合を言う。本事例では、出された従業員はＡ社に雇用され、Ｂ社の現場でシステム開発作業に従事しているが、Ｂ社の従業員から直接指揮命令を受けていれば、それは労働者派遣ということになり、Ａ社は労働者派遣登録をして派遣元としての義務を負うことになる。

一方、出された従業員がＡ社の責任者から作業を指示され、Ｂ社において自分の担当するシステム開発を行っている場合は、プログラム開発の請負であると考えられる。この場合それぞれが区分されたシステムを分担して担当していることを示す帳票等の書面があれば、請負としての区分がなお明確となる。

なお、労働者派遣法に基づく労働者派遣に対しては、下請代金法は適用されない扱いとなっている。

健康保険料率の改定のお知らせ（全国健康保険協会）

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、中小企業が主に加入している協会けんぽの健康保険料率が、本年３月分保険料から全国平均で９．３４％に引き上げられることを発表した。

都道府県毎の保険料率は、この率に地域の医療費等を反映させた上で別途決定される。

近年の経済不況の影響により保険料収入が減少する反面、インフルエンザを含めて医療費支出が増加し、今年度の保険収支は大幅な赤字が見込まれている。国としては協会けんぽの来年度予算に補助金を増額することや、後期高齢者支援金を軽減するなどの対策を行う予定だが、それだけでは財政赤字を回復しきれず、今般の保険料率改定に踏み込んだ。

これまでの保険料に比べ、１．１４％の大幅な増加となるため、経済不況の中で加入者・企業の受ける影響は極めて大きなものとなると予想されるが、協会としては健康保険と医療を支えるためにも負担増加について理解を求めている。

なお、岩手県の保険料率は、本誌作成時は厚生労働大臣の認可前であるため、次号の掲載予定とする。

本件に関する問い合わせは、協会けんぽ岩手支部　℡：019-604-9009　まで。

社会保険庁廃止に伴う新機構発足（厚生労働省）

厚生労働省では、公的年金業務の適性な運営と国民の信頼回復を図るため、平成２２年１月から社会保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う民間法人として、新たに日本年金機構を設立したと発表した。同機構は従来の社会保険庁の担ってきた業務を引き継ぎ、非公務員型の公法人の位置づけで、国からの委任・委託を受け公的年金に関する業務を行うこととなっている。

本件に関する問い合わせは、以下の各年金事務所まで。

盛岡年金事務所　℡：019-623-6211、花巻年金事務所　℡：0198-23-3351、二戸年金事務所　℡：0195-23-4111、一関年金事務所　℡：0191-23-4246、宮古年金事務所　℡：0193-62-1963。

環境対応型経営支援貸付等の取り扱い（商工組合中央金庫）

商工組合中央金庫では、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、事業者が地球温暖化対策に係る設備資金の借入を行う際、その利息について３％を上限に（無利子相当を上限）３年間にわたり利子補給が行われる制度「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金制度」を新たに創設したと発表した。

制度の概要は、１０年固定貸付と変動貸付（当初１０年固定）の二種類があり、貸付期間は１０～２０年以内（据置３年以内）で、利子補給金は環境省から(財)日本環境協会を通じ、３年間３％を上限に支給される。また、商工中金では事業者の環境配慮の取り組みを審査・評価し、金利優遇を行う措置も併設している。

本件に関する問い合わせは、㈱商工組合中央金庫　盛岡支店　℡：019-622-4185　まで。

皆様からの広告を募集中！！　本誌「ネクサス」は、皆様からの製品・商品・サービス等の掲載広告を募集中です。掲載希望や詳細のお問い合わせは、本誌担当　渡辺　まで。なお、掲載料は以下のとおりです。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	６回掲載	１０回掲載	１回当りの金額	１回当り
Ａ４：１／12 頁	－	30,000 円	3,000 円	－
Ａ４：１／４頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
Ａ４：１／２頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
Ａ４：１頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

建物所有権のオンライン保存登記について（法務省）

法務省民事局では、平成２２年１月４日以降、オンラインにより建物の所有権保存の登記を申請する際、租税特別措置法第８４条の５により登録免許税の控除を受けるためには、その建物の表題登記もオンライン申請する必要があることを発表した。具体的には、建物の所有権の保存登記申請の項目のうち、「その他事項」に、建物の表題登記の受付年月日及び受付番号を記録すること（例　平成○○年○○月○○日受付第○○号）、建物の表題登記が完了したときに通知された「登記完了証」（ＰＤＦファイルで作成されているもの）の電子データを他の添付情報とともに提供すること、の２点となっている。

本件に関する問い合わせは、法務省民事局　℡：03-3580-4111　または盛岡地方法務局 不動産登記担当 ℡：019-624-9851　まで。

地球温暖化対策等推進基金の創設（岩手県）

岩手県では、国（環境省）から補助金の交付を受けて「地球温暖化対策等推進基金」を造成し、平成２１年度から２３年度までの間、この基金を活用し「地球温暖化対策」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策」「海岸漂着物対策」に関する事業を実施することを発表した。基金額は８億５，５００万円で、地域グリーンニューディール基金事業計画に基づき、公共施設等の省エネ・グリーン化やＰＣＢ廃棄物処理施設整備事業、事業者向けの保有機器内ＰＣＢ汚染状況調査事業の実施等を２１年度内に行うこととしている。なお、来年度以降の事業計画については決まり次第公表される。これらの事業による効果は、二酸化炭素削減効果が 4,602.66 トン、雇用は年２７７人を数値目標としている。

本件に関する問い合わせは、岩手県環境生活企画室企画担当　℡：019-629-5324(内線 5324)　まで。

外国人技能実習制度に係る職業紹介事業について（国際研修協力機構）

(財)国際研修協力機構では、入国管理法の改正に伴う外国人技能実習生制度の変更について、「監理団体が技能実習生と実習実施機関との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、職業安定法等に規定する職業紹介事業に該当し、職業紹介事業の許可等が必要」と法務省指針に明記されたことから、外国人技能実習生共同受入事業を実施する事業協同組合等において、職業紹介事業の許可・届出を行う際の届出様式の記載例を公表している。

なお、事業協同組合が提出すべき届出書には「特別の法人無料職業紹介事業届出書(様式第１号の２)」「特別の法人無料職業紹介事業計画書(様式第２号)」「特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第６号)」「届出制手数料届出書(様式第３号)」となっている。

記載例は(財)国際研修協力機構のホームページ(http://www.jitco.or.jp/new_system/100104/)を参照のこと。

本件に関する問い合わせは、(財)国際研修協力機構　出入国部技能実習生関係　℡：03-6430-1140　まで。

新規学卒者の採用に関する要請（全国中央会）

全国中央会では、新規学校卒業予定者を巡る就職環境の悪化に関して、先に川端文部科学大臣・長妻厚生労働大臣・直嶋経済産業大臣が連名により全国中央会に対し、産業界に採用拡大を要請する文書を提出したことを踏まえ、各県中央会にあっても傘下組合・組合員企業に対し、新規学校卒業予定者の採用拡大に向け努力をお願いすること、採用内定取り消し等が行われないよう要請する文書を各県中央会に送出した。

なお、文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課が調査した、平成２２年３月の新規高等学校卒業予定者の就職内定状況調査によると、就職内定率は前年同期を 11.6 ポイント下回る 55.2%、男女別では男子 59.4%、女子 49.6%と厳しい状況にある。

景況は一進一退(平成 21 年 12 月)

〈全体の概要〉

１２月は、業種によっては若干明るい兆しが見られたが、依然として受注･売上は低迷している。

デフレ傾向が続き価格の引下げ競争に巻き込まれ利益が得られない他、短納期の要請が強まり経費がかさみ収益改善につながらない等の要因により、景気の二番底を懸念する声もある。中小企業の景況は、個人消費など内需低迷の中で販売価格の低下が続くなど、先行き懸念を残しながら一進一退を続ける厳しい状況にある。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

案じていた業況も、少しずつ挽回し回復の兆しが見えてきたかと思われる。

◆ 漬物製造業

歳暮の需要期に例年通りの荷動きがなく、量販店での売上増は見込まれず。

◆ 菓子製造業

需要期であるクリスマスシーズンは客数微増、客単価の減少が著しく売上高は下回る。引き続き消費者の動向は相当厳しいものと思われる。

◆ 木材チップ製造業

チラシ、情報紙等紙製品の需要が停滞、製紙各社は減産を継続している。

◆ 一般製材業

冬場の住宅需要の増加は見込まれず、製材品の動きが見られない。見通しさえ立たない状況。

◆ 印刷・同関連業

毎年年賀状が減少しているが、反面カラー年賀状が増え、売上額は前年度より多少良い。

◆ 砕石製造業

例年忙しい時期であるはずが、今年は依然として低調である。

◆ 一般機械器具製造業

超短納期・低価格のため、外注費･残業代等の経費がかさみ収益に結びつかず。

◆ 酒・調味料小売業

価格という競争軸が巨大化したあおりが押し寄せ、来店客少なく、家庭用、歳暮用が落ち込んだ。

◆ 野菜・果実小売業

単価安の影響と消費者の買い控えにより低迷。年々買い物量の軽量化が感じられる。

◆ 燃料小売業

輸入ＬＰガスは最高値を５ヶ月連続更新中。県内小売価格は、値上げの動きが広まるものと懸念。

◆ 各種商品小売業

地域において消費者の流れが変わりつつある。専門店同様、食品スーパーも集客力が弱くなる。

◆ 鮮魚小売業

財布の紐がかたく、思うように収益に結びつかず。

◆ 商店街（盛岡市）

消費抑制は一層強まり、小売業が特に影響を受けている。飲食業も低価格化により厳しい状況である。

◆ 旅館業

宿泊を伴う忘年会いまひとつ。景気低迷の影響で企業の費用が削られ、厳しい状況が続く。

◆ 建物サービス業

委託料の下落は続き、人件費が収益を圧迫。

◆ 土木工事業

公共事業の大幅な削減や工事量の減少、安価受注により落札できない企業もあった。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H20 年 12 月～H21 年 12 月）●

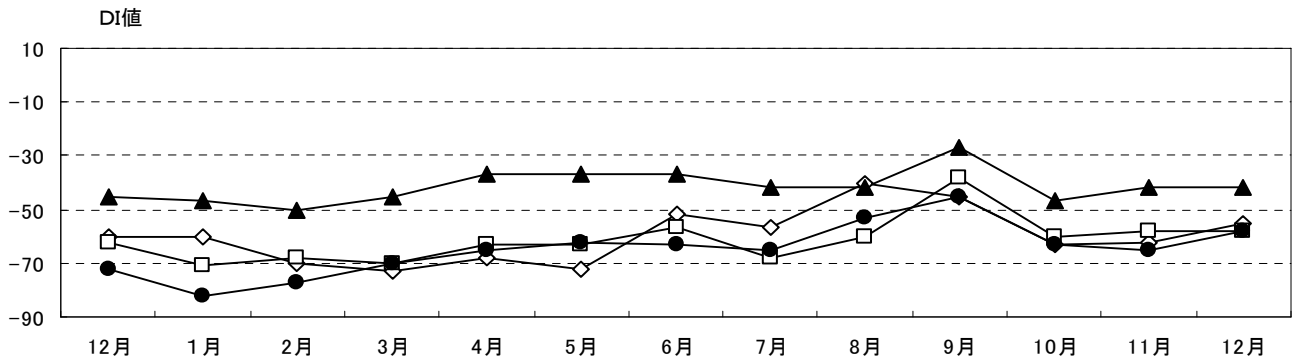

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

組合決算講習会・自治監査講習会のご案内

本会では、３月に決算期を迎える組合が多いことから、決算業務に関する基礎知識の普及と処理の円滑化に資するため、毎年この時期に「組合決算講習会」を開催している。また「組合自治監査講習会」を開催し、決算書類作成後の監事による監査業務の適正化・監査知識の普及に務めている。本年度の開催は次のとおり。

【組合決算講習会】講師：税理士　小野寺孝一氏
日時：平成２２年２月２４日(水)　１３：３０～　　場所：盛岡駅西口「アイーナ８０４Ｂ会議室」

【組合自治監査講習会】講師：公認会計士・税理士　遠藤明哲氏
日時：平成２２年３月２５日(木)　１３：３０～　　場所：盛岡駅西口「アイーナ５０１会議室」

お申し込み・お問い合わせは、本会統括指導センター　℡：019-624-1363　担当：田村まで。

中央会第５５回通常総会開催（予定）のご案内

本会の第５５回通常総会は、次の日程・場所で開催の予定。本件担当は、本会連携支援部。
日時：平成２２年５月１４日(金)　場所：盛岡市「ホテル東日本」(盛岡市大通三丁目 3-18)

中央会のホームページを是非ご活用下さい

本会が運営するホームページ（「応援します！がんばれ岩手の中小企業」）では、様々な情報をお伝えする「新着情報」の他、国や県などの「施策情報」及び「官公需情報」、「組合・組合員企業サーチ」など、多種多様な情報をいち早く、分かりやすく、タイムリーに提供しています。

また、この他にも、これから起業しようとする方を対象に「企業組合制度」のメリット等をお伝えする「チャレンジ起業家」コーナーや、自社の経営分析や経営革新、マーケティングをシュミレートできる「中小企業経営自己診断」コーナーなどがあります。是非一度ご覧いただきご活用されてはいかがでしょうか。

↑本会では、企業組合制度の設立から運営までをトータルサポート。創業をお考えの方は是非一度ご覧下さい。

↑経営診断を通じて自社の強みや弱みを把握し、新展開を図るために、まずは己を知ることが大切です。

◆主要日誌◆（1 月 1 日～ 1 月 31 日）

◎中央会主催事業
1/15　第２回商店街ネットワーク会議
1/18　経営支援課との情報交換会
1/21　第２回次世代南部杜氏育成研修推進委員会
1/29　農商工連携人材育成研修修了式

◎関係機関・団体主催行事への出席等
1/12　ワークライフバランスリレーシンポジウム
1/15　県水産加工品コンクール「展示商談会」
　　全国健康保険協会岩手支部評議会
1/20　黄金の国いわてフェア実行委員会
1/27　いわて観光立県推進会議
　　盛岡市新事業創出支援センター運営委員会